

別表（第3条関係）

1 交付単価

地 目	区 分	交付額（10アール当たり）
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円
草地	急傾斜	10,500円
	緩傾斜	3,000円
	草地比率の高い草地	1,500円
採草放牧地	急傾斜	1,000円
	緩傾斜	300円

ただし、集落協定については、実施要領及び実施要領の運用に規定する農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、個別協定については、実施要領及び実施要領の運用に規定する農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、上記交付単価に0.8を乗じた額とするとともに、2(1)及び(3)から(5)までに掲げる加算措置は適用しないものとする。

2 加算措置

協定認定年度（ただし、途中の年度で協定変更した場合には当該変更年度）から令和6年度までに、次の各号に掲げる取組を行った場合、加算措置を適用するものとする。

ただし、同一農用地を対象として複数の加算交付を受ける協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算上限単価は、表中の交付額に1,000円を減じた額とする。

(1) 棚田地域振興活動加算

集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、実施要領の運用第8の2に定めるところにより、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて以下の交付額を加算する。

地 目	交付額（10アール当たり）
田	10,000円
畑	

注：棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行わないものとする。

(2) 超急傾斜農地保全管理加算

集落協定等の活動において、実施要領の運用第8の3に定めるところにより、

協定農用地内の勾配が田で1／10以上、畑で20度以上である農地（以下「超急傾斜農地」という。）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて以下の交付額を加算する。

地 目	交付額（10アール当たり）
田	6,000円
畑	

注：超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

(3) 集落協定広域化加算

集落協定の活動において、他の集落内の対象農用地を新たに含めて協定を締結して、実施要領の運用第8の4に定めるところにより、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する場合（単年度に限る）、又は、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに以下の交付額を加算する。

地 目	交付額（10アール当たり）
田	3,000円
畑	
草地	
採草放牧地	

注：1協定当たりの加算額は、200万円／年を上限とする。

(4) 集落機能強化加算

集落協定の活動において、実施要領の運用第8の5に定めるところにより、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに以下の交付額を加算する。

地 目	交付額（10アール当たり）
田	3,000円
畑	
草地	
採草放牧地	

注1：1協定当たりの加算額は、200万円／年を上限とする。

注2：集落機能強化加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

(5) 生産性向上加算

集落協定の活動において、実施要領の運用第8の6に定めるところにより、農業生産性の向上を図る取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに以下の交付額を加算する。

地 目	交付額（10アール当たり）
田	3,000円
畑	
草地	

採草放牧地	
-------	--

注 1 : 1 協定当たりの加算額は、200 万円／年を上限とする。

注 2 : 生産性向上加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。